

第3号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和5年11月16日

島田市長 染谷絹代

市町村名 (市町村コード)	島田市 (22209)
地域名 (地域内農業集落名)	六合地域 旧六合村(1支部・2支部・3支部・4支部・5支部・6支部・7支部・8支部・9支部・10支部・11支部・12支部・13支部・14支部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年4月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地域は、市の東部に位置し、平坦な市街地と中山間地を抱えた地域で、この地域の農地は、住宅地と混在している水田と、狭小で傾斜地が多い茶園がほとんどを占めている。比較的に都市化が進行している地域であり、専業農家が少なく後継者不足で、都市化の進展によって農地の管理が困難になってきているとともに、中山間地の茶園は、荒廃化が進んできている。  
 地域農業の課題として、新たな担い手の確保や農地の集積・集約化、荒廃防止・解消対策、都市的土地利用との調整が課題となっている。  
 【地域の基礎的データ】農業者(40a以上)178件、中心経営体6件(うち法人1件)  
 主な作物:水稲、茶、野菜、花卉等

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

東光寺地区は、当地区の北部に位置する中山間地域にあり、狭小で傾斜地の農地が多いが、有機栽培に取り組んでいる法人や自園自製の認定農業者の他、地域外からの入作希望者が担い手となり、農地の集積・集約化を図っていく。また、農作業の受委託により、農地を維持していく。  
 東町周辺地区は平坦な水田地帯で、用途地域もあり、宅地化と農地の混在化が進んでいるが、地区全体で取り組んでいる多面的機能支払事業を継続し、水田の持つ水源涵養や緑地、地産地消、景観の保全等の機能をできる限り維持していく。また、露地野菜や施設園芸及び自園自製農家の他、入作希望のある地域外の法人が担い手となり、農地の集積・集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	241.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	156.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。  
 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※ 地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※ 農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針※ 生産効率の向上や担い手への農地集積・集約化を図るため、茶園の基盤整備について、畝替えや枕地整備など簡易的な基盤整備により、乗用型管理機での作業が可能となるよう、地域の話し合いにより検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の幹旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていくとともに、農業者を組織化して法人の設立を目指す。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 水稻栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織の育成を図るとともに、その受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカモシカなどによる被害を拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害情報を逐次提供し、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。
- ②茶の有機栽培を拡大し、付加価値の高い茶業を目指す。
- ③多面的機能支払事業の活動により、休耕田を利用して景観作物を栽培する。また、水田を活用し、レタスなどの高収益作物を栽培したり、都市近郊農業として、地産地消の促進に寄与する農産物栽培を拡大したりしていく。